

第2章

ベトナム法理論の転換過程における1992年憲法

はじめに

1992年憲法体制下のベトナムにおいて、「人権」、「法治国家」、「立憲主義」など、従来のベトナム社会主義法理論の下で否定または批判されてきた法概念が登場してきた。「人権」、「法治国家」、「立憲主義」という概念のほかに、「権力分立」という概念もいずれ登場することが予想されるほどに、今日のベトナム法理論は大きな転換の時期を迎えている。

さて、1993年5月、ベトナム中部の都市フエで仏教徒と当局との間に紛争が発生した。これに関して、ウィーンで開催された6月の国連世界人権会議では、ベトナム仏教徒らが宗教者に対する人権抑圧に抗議し、「人権」、「信教の自由」の擁護をスローガンに掲げた行動を展開し、またボンでも、訪問中のヴォー・ヴァン・キエット (Vo Van Kiet) 首相に抗議行動を行った。ベトナムにおける人権問題については、すでに1990年2月のアムネスティ・インターナショナルの報告書(『ベトナム刷新、1980年代における法、人権』)⁽¹⁾がベトナムの政治犯の取扱いをめぐり多くの事実を明らかにしていたが、この問題にいっそうの拍車をかけたのは93年2月のミッテランの訪越であった。1954年のディエンビエンフー（ベトナム北部）での敗北以降、初めて公式にインドシナ地域を訪れたフランス大統領ミッテランは、最初の訪問地であるベトナムにおいて、一方ではアメリカによる経済封鎖を時代遅れとして批判しながらも、他方ではベトナムの人権問題の解決を求め、そのための法制の整

備に協力する旨の発言を行った。ミッテランの発言は、かつての植民地宗主国でありフランスが影響を与えてきたこの地に対するフランスの自信と自負に裏打ちされたものであった。ヴォー・ヴァン・キエット首相の訪仏にあたり『ル・モンド』(Le Monde) 紙 (1993年6月28日) は、「相互の良好な経済関係の発展、文化・科学・技術の協力」とともに「人権問題」が両国間で話し合われ、釈放すべき「知識人、仏教徒およびカトリック教徒」のリストをベトナム側に提示したと報じた。

ところで、「自然権としての性格をもつ人権」という考え方がベトナムにおいて明確になってくるのは、ドイモイ(刷新)路線の提起からしばらく経った1989年のことであった。そして、1992年憲法は「人権」(quyen con nguoi)概念を新たに規定し承認した。さらに最近では、「法治国家」、「立憲主義」という用語も強調されている。このことは従来からの社会主義的法原理の転換を意味するように思われる。「プロレタリア独裁」という用語を憲法の規定から削除し、「人権」、「法治国家」、「立憲主義」というような、かつてのベトナムにおいては「ブルジョア的」であるとして否定されてきた法原理が、ドイモイ路線のなかで浮上してきたことの意味は複雑である。それらは市場経済と対外開放政策のための法原理であるにとどまらず、当然のことながら人々の人権保障要求の根柢としても主張される必然性をもっている。

かつてフランス人権宣言200周年を記念する1989年に開催されたフランス憲法学会は、「憲法の連続性」というテーマの下に、「主権」、「代表」、「法律」、「権力分立」、「自由」などの諸概念をとりあげ、フランス憲法をめぐる状況を検討したが⁽²⁾、現在のベトナムにおいては、ブルジョア革命期の諸宣言に登場した理念があらためて問われているといえよう。

このような理論動向はベトナムにだけ特殊であるわけではなく、旧ソ連、東欧をはじめとする旧社会主义諸国の理論動向とも共通している。たとえば、1993年度の日本比較法学会(1993年6月6日)は、「旧社会主义諸国における『西欧法』原理の導入」をテーマに、「契約の自由」、「私的所有権」、「人権」、「権力分立」の諸概念が、理論と実務の領域でどのような様相を示しているかを

検討した。

現存社会主義諸国でも同様の理論動向を見いだすことができ、たとえば中国においては、「人権」、「法治」、「立憲主義」という用語が近年の国際シンポジウムなどで検討されている。もちろん中国の場合には、これらの概念の登場をめぐる事態は複雑であり、1991年11月に中国国務院が提出した「中国の人権状況について」(人権白書)⁽³⁾に典型的に表れているように、「生存権」を中心とする「人権」理解であり、1993年の憲法改正においても、憲法上の規定としては「人権」概念は承認されるに至らず、いまだ政策レベルおよび学術研究の議論にとどまっている。また「立憲主義」の概念についても、「憲法により統治される国家」という理解が支配的であり、「近代立憲主義」を刻印する「人権保障」を不可欠の内容と理解する考え方とはかなり距離がある。

それにもかかわらず、中国、ベトナムなど社会主義体制をとる国々においても、「人権」、「法治」、「立憲主義」をめぐる諸問題に対し理論的、政策的対応を迫られてきた背景には、いうまでもなくこれらの地域における市場経済の導入と対外開放政策の採用という事態が存在し、経済発展への志向と政治的民主主義の問題が現実的な課題となっていることを示している。

「経済発展と民主主義」をめぐる問題は、中国やベトナムだけでなく全世界で課題となっているが、同時に「人権」をめぐっては、1993年6月の国連世界人権会議(於ウィーン)で明らかになったように、人権の「普遍性」をめぐる議論が存在し、「北」の諸国と「南」の諸国との間に大きな隔たりがある⁽⁴⁾。

以上のような問題状況をふまえたうえで、本章ではベトナムにおける「人権」、「法治国家」、「立憲主義」、「権力分立」をめぐる諸問題を1989年以降のベトナム法理論の転換過程から考察し、そしてそれらの諸議論・動向のなかに1992年憲法を位置づけ、ドイモイ下のベトナムが抱える法的諸問題を考察する。ただしこのテーマを追求するうえで、これまでのところ若干のものを除いては資料が十分には公刊されるに至っておらず、とくに憲法諸草案および全人民討議の際の諸意見については、ベトナムの専門家からの聞き取り調

査に基づいている⁽⁵⁾。

第1節 ベトナム社会主義法の構造

「ベトナム社会主義法」という独自の法類型が存在したかという問題は、今後、制度史的にも理論史的にも慎重に考察されていかなければならないが、一般的には、1989年に至るベトナム社会主義法の特色は次のように整理することが可能である。

第1には、ベトナム社会主義法はその形成の時期ともかかわって、主として旧ソ連法およびその法理論の影響の下にあった。このことは、独自の法学教育システムをもちえなかつたベトナムが法学教育を旧ソ連、旧東ドイツに委ねたことにも由来している。したがってベトナムにおいては、旧ソ連と同様に1950年代の後半から「社会主義的適法性」が強調されることになった。とくに1960年代中頃から始まる中国の文化大革命期の「無法無天」というような法ニヒリズムに対しては、当時から批判的であった。

第2には、アメリカとの戦争のなかで、国会が正常に機能せず、大統領令をはじめとする「布告」による統治がしばしば行われたことは、ベトナム社会主義法に「行政的」、「命令的」性格をいっそう付与することになった。

第3には、朝鮮、中国など東アジアの社会主义諸国とも共通するが、とくに「ドイモイ」路線の採用とも相俟って、対外的な経済関係を規律する法(外資導入法など)は優先的に立法化するが、民法、労働法など自国民の権利・義務を規律する法が立ち遅れるという「法の二元化状況」が顕著であるという性格をもっていた。ドイモイの進展のなかで、ベトナムにおいてはようやく1994年、労働法が制定され、民法典もまもなく制定されることになっているが、立法技術の遅れとともに、より本質的には、市場経済をどの程度認めるのか、国民に「人権」をどのように保障するのかという政策的な判断をめぐる論争があり、これらの法律が立ち遅れてきた。

第4には、「人権」論にかかわっては、特殊な性格を担った1946年憲法の評価は別として、1959年憲法、1980年憲法においては「人権」は認められず、「市民の基本的権利」のみが認められてきた。「人権」ではなく「市民の基本的権利」という用語によって市民の権利を規律する方法は、1936年の旧ソ連の憲法以来の社会主義法に継承されていくが、その後のベトナム社会主義憲法もこれに倣った。すなわち、「人権」ではなく「市民の基本的権利」というカテゴリーは、「自然権」としての性格をもつ「人権」の否定であり、常に「国家と社会のために」というような「体制制約原理」が「市民の基本的権利」の保障される前提に存在し、また、「法律の規定に基づいて」というような「法律の留保」規定が置かれ、ベトナムにおける「人権」を制約することを可能とする法構造になっていた。

第5には、統治機構論に関しては、「プロレタリア独裁国家」という規定の下で、とくに1980年憲法から「党の指導性」が明記され、「民主集中原則」、「統一的指導」という統治原理が採用され、「権力分立」、「法治国家」、「立憲主義」という原理は採用されてこなかった。

第6には、司法制度については、裁判官の糾問主義的な訴訟指揮が顕著であり、弁護士の法廷での役割は小さく、被告人の防禦権はきわめてわずかしか保障されず、人権保障の観点からは、問題の多い裁判が行われてきた。このことは、審理のありかたとともに、刑法、刑事訴訟法の厳罰主義的傾向によってもいっそう助長された。そして、刑法における「國家の安全に対する罪」の規定は、政治的な見解に基づく逮捕、拘留を容易に可能とし、市民の「人権」への侵害をもたらす根拠ともなってきた⁽⁶⁾。

以上みてきたように、ベトナム社会主義法は、「人権」論の観点からみるとぎり構造的な欠陥をもっており、市場経済と対外開放政策の採用というドイモイ路線の下で、ベトナム社会主義法をどのように変革していくのかという課題に直面していた。

第2節 転換の兆し

従来のベトナム社会主義法からの転換が明確なかたちをとってくるのは、1989年である。周知のように、1989年はそれまで存在してきた東欧の社会主義諸国が崩壊をとげた年であるが、ベトナム社会主義法の転換はまず理論の領域で現れた。この年、ベトナム社会科学院に所属する国家と法研究所は、その季刊誌『ニヤーヌオック・ヴァー・ファプルアット』(Nha Nuoc va Phap Luat : 国家と法)において「人権」キャンペーンを行った。国家と法研究所は、かつて「法学研究所」という名称の下に1950年代末に設立されたが、その後、旧ソ連、東ドイツへの留学生が帰国し、旧ソ連と同様の「国家と法研究所」という名称に変わり、季刊誌の表題も『ルアットホク』(Luat Hoc : 法学)から『ニヤーヌオック・ヴァー・ファプルアット』へと変わった。

国家と法研究所は、1989年の『ニヤーヌオック・ヴァー・ファプルアット』誌でフランス人権宣言200周年記念を毎号において行い、この機会をとらえて「人権」概念を主張した。この「人権」キャンペーンは、この年の暮れに採択されたマス・メディア法の審議の過程においても大きな影響を与え、マス・メディア法が従来の規定とは異なり、マス・メディアの主体から私人を除外したことに対し、言論の自由を定めた「憲法(1980年)に違反する」という批判も噴出した。

ところでこの時期、すでに1980年憲法はドイモイ路線と全く相容れず、その改正を求める動きが顕著となっていた。そして、1989年6月の国会は、憲法改正委員会を設立し、1980年憲法の全面的な改正にのりだした。憲法改正委員会は1990年2月に最初の憲法改正案(90年2月草案)をまとめたが、この草案のなかでベトナム憲法史上初めて「人権」概念を登場させた。従来からの「市民の基本的権利」規定を残しながらも、それと並んで「人権」概念を新たに規定したことの意味は、当時のベトナム国内・国外の政治動向から検討する必要があるが、「自然権としての性格をもつ人権」概念を承認すること

によってドイモイ路線を推進しようとする改革派にとって、それは決定的な意味をもつことになった。

この「人権」概念は、その後の1991年7月の第2次草案、同年12月の第3次草案、1992年憲法へと至る過程で大幅に変更を加えられ、また、「市民の基本的権利」に関する規定も変容を遂げていくが、これらの「人権」と「市民の基本的権利」に関する規定の両者の関係にこそ、この時期の改革派と保守派との力関係および問題の焦点が凝縮されていたといえよう。

すなわち、憲法改正諸草案は、「人権」の保障を一般的なかたちで承認した。草案段階における規定の変化の要点は、1980年憲法が「国家、集団、個人の利益の一一致」を掲げていたのに対して、諸草案が「国家」、「集団」、「個人」のそれぞれの利益の存在を認め、また、1980年憲法に存在した「一人は万人のために万人は一人のために」という道徳的規定を削除し、さらに、1980年憲法の中心的な概念であった「勤労人民の集団主人制度」という用語を「人民の主人制度」に変え、その後、「人民の主人制度」自体の規定を「市民の基本的権利」に関する総則的規定から削除したことである。

しかし、1992年憲法は結局のところ、「人権」という用語を残したもの、草案段階とは全く異なり、「人権」と「市民の基本的権利」を次のように規定した。すなわち、1992年憲法第50条は「ベトナム社会主義共和国において、政治的、市民的、経済的、文化的、社会的な分野における人権は尊重され、それらの人権は、市民の権利のなかに表れており、憲法と法律により定める」というものであるが、この規定の最大の特徴は、草案段階とは違い、「人権」と「市民の権利」を明確に区別するのではなく、「人権」の自然権的な意味合いをできるだけ薄め、「市民の権利」のなかにこそ「人権」は表現されているという、従来の「伝統的な」ベトナム社会主義法理論への回帰をみてとることができる。

なにゆえこのような重大な変化が1992年の1月から4月の時期に起こったかについては、今後検討することが必要であるが、とはいえ、1992年憲法のなかに「人権」概念自体を残さざるをえなかったところに、1992年憲法をめ

ぐるベトナム国内外の力関係の焦点がある。そして、同時に指摘しておくべきことは、「人権」と「市民の基本的権利」の総則的規定をめぐる攻防の意味を、「人権」または「市民の基本的権利」の各論レベルで検討しておくことが重要であり、事実、総則的規定の変化は各論の変化にも連動していた。

第3節 「人権」各論をめぐって

1980年憲法がそうであったように、1992年憲法も「権利と義務の不可分」を強調した条文をもっている。1992年憲法第51条は、「市民の権利は、市民の義務と不可分である。国家は市民の諸権利を保障し、市民は国家と社会に対する自らの義務を完遂しなければならない。市民の権利と義務は、憲法と法律によって定める」というものである。この「権利と義務の不可分」性の規定は、憲法改正過程において「人権」概念とともに最も議論の集中した条文であった。1991年の中国の「人権白書」においても強調している「権利と義務の不可分」性に関する規定は、旧ソ連の1977年憲法にも存在し、現存社会主義国家を支えるひとつの法イデオロギーとして、国家と社会を統治するうえで重要な役割を果たしてきた。西側のある研究者は、1980年ベトナム憲法における「権利と義務の不可分」性の規定こそが、ベトナムにおけるレ・ズアン (Le Duan) 時代の「勤労人民の集団主人権」体制の最も顕著な表れであると理解している⁽⁷⁾。

ところで1992年憲法では、「勤労」と「集団」が削除され、単に「人民の主人権」としてのみ残された法概念は、およそその歴史的な役割を喪失しつつあると考えられているにもかかわらず、その具体化であると見なされる「権利と義務の不可分」性規定が、しかも独立の条文として残っているところに、今日のベトナムにおける人権保障をめぐる状況の複雑な性格が表れている。

さて、1992年憲法は第68条以下の諸条文において、いわゆる「自由権」について定めている。そこで、ここでは「移動の自由」、「表現の自由」、「信教

の自由」、「身体の不可侵」など身体的自由および精神的自由の領域において、1992年憲法がどのような規定をもっているかについて検討していくことにする。

「移動の自由」に関する第68条は、「市民は、国内における移動、居住の自由の権利を有し、法律の規定に従って、外国に行き、外国から祖国へ戻る権利を有する」というものである。

「表現の自由」に関する第69条は、「市民は、言論の自由、マス・メディアの自由の権利を有し、法律の規定に従って、情報を受け取る権利、集会、結社、示威の権利を有する」というものである。

「信教の自由」に関する第70条は、「市民は、信仰・宗教の自由の権利を有し、いかなる宗教をも信仰し、信仰しないことができる。各宗教は、法律の前にひとしく平等である。それぞれの信仰、宗教の礼拝の場は、法律により保障される。何人も、信仰・宗教の自由を侵害されないし、何人もまた、法律および国家の政策に反対するために信仰・宗教を利用することはできない」というものである。

「身体の不可侵」に関する第71条は、「市民は、身体の不可侵の権利を有し、生命、健康、名誉、尊厳について、法律により保護される。何人も、現行犯の場合を除いては、人民裁判所の決定または人民検察庁の決定もしくは承認がなければ逮捕されない」というものである。

1. 移動の自由について

移動の自由について、1990年2月草案は、第64条で「市民は、移動および居住の自由の権利を有し、法律の規定に従って、外国に行き、外国から祖国へ戻る権利を有する」と定め、「国内における」移動の自由という制限を少なくとも憲法上は設けていなかった。

1991年7月の第2次草案第64条も同様の規定であり、同年12月の第3次草案第65条から「国内における移動および居住の自由」というような限定がな

された。

移動（往来）および居住の自由に関して「国内における」という限定を行つたことは、外国への移動および居住に対する制限を意識したことだった。

第3次草案に対する全人民討議のなかでは、第1には、このような規定にもかかわらず、現在のベトナムには「移動および居住の自由」を人民に実際に保障するだけの措置をとることが困難である（ホーチミン市、内務省など）という意見、第2に、「この権利を人民が用いることができるよう法律により定める」という文言を補充すべきである（ドンナイ省）という意見など、権利の実現に向けた提案が行われた。

2. 表現の自由について

表現の自由をめぐり、憲法改正過程においてさまざまな議論が存在した。

1990年2月草案第65条では、「市民は、情報を伝達し情報を受け取る権利を有し、言論およびマス・メディアの自由権、集会、結社、示威、ストライキの権利を有する。法律は、市民がこれらの権利を用いることができるよう規定する」と規定し、1980年憲法には存在しなかった「情報を伝達し受け取る権利」および「ストライキの権利」という新しい権利を定めた。とくに「ストライキの権利」は「労働者の国家」という自己規定を行ってきた社会主義国家においてはそれほど多くなく、1975年の毛沢東最晩年の中国憲法などに規定されたものである。

しかし第2次草案第65条は、「市民は情報を伝達し情報を受け取る権利を有し、言論の自由、マス・メディアの自由権を有し、集会、結社、示威の権利を有する。法律は、市民がこれらの権利を用いることができるよう規定する」と規定し、1990年2月草案で規定した「ストライキ権」を削除した。そして第3次草案第66条は、第2次草案と全く同じ規定を行つた。しかし1992年憲法は、先にみたように、これまで3つの草案に存在した「情報を伝達する権利」を削除した。

第3次草案をめぐる全人民討議においては、「1980年憲法の規定を維持すべきである」(水産省),「今日の多ウクランドの経済において市民の利益が侵害される場合に,『市民は,ストライキ(dinh cong, bai cong)の権利を有する』と追加すべきだ」(ハイフォン,ハウザン省,ドンナイ省,ベトナム労働総連合,ハナムニン省,ハノイ,ホーチミン市など),「『示威』を変え『会合』(mit tinh)にする」(クアンニン省,ホアビン省,キエンザン省,フエなど)という意見,「示威の権利をいつそう明確にするために,示威は一般の利益と法律に合致しなければならない,と規定する必要がある」(ドンナイ省,ベトナム労働総連合など),「『情報を受け取る権利』という規定は明確ではないし,難解である。『マス・メディアの自由』の権利をなくせ。というのは今日,私は報道することができないからだ(1989年のマス・メディア法は,私がマス・メディアの主体となることを認めなかった)」(ホーチミン市),「『市民は,情報を伝達し情報を受け取る権利を有する』という文言をもう一度記せ」(内務省,国家科学委員会),「第65条のように『法律の規定に従って……結社,示威の権利を有する』と記せ」(グエン・チャン・フィ——ハノイ市ドンスアン通り10番地)という意見などが寄せられた。

3. 信教(宗教)の自由について

信教(宗教)⁽⁸⁾の自由に関する1990年2月草案第66条は,「市民は,信仰の自由権を有し,どのような宗教も信仰し信仰しないことができる。寺院(nha tho),壇(den),寺(chua),聖地(thanh that)は保護される。各宗教は,法の前にひとしく平等である。何人も法律と国家の政策に反対するために信仰または宗教を用いることはできない」と定めた。

第2次草案第66条は,「市民は,信仰の自由権を有し,どのような宗教も信仰し信仰しないことができる。廟堂(dinh),寺,寺院,聖地,各宗教の公の礼拝地(noi tho tu cong cong)は,国家により保護される。何人も,法律と国家の政策に反対するために信仰または宗教を用いることはできない」と定

めた。

第3次草案第67条は、「市民は、信仰の自由権を有し、どのような宗教も信仰し信仰しないことができる。廟堂、寺、寺院、聖地、各宗教の公の礼拝地は、国家により保護される。各宗教は、法の前にひとしく平等である。何人も、信仰、宗教の自由を侵したり、または、法律と国家の政策に反対するために信仰、宗教を用いてはならない」と定めた。

この第3次草案に対しては、「1980年憲法の規定のままでよく、第67条のように改正する必要はない」(ダックラック省、ドンナイ省),「市民は『信仰の自由権を有する』とある以上、1項の『どのような宗教も信仰し信仰しないことができる』という文言は削除すべきである」(ハイフォン、司法省、ダックラック省、ドンナイ省など),「『市民は、信仰し信仰しない自由の権利を有する』と記し、明確にすべきである」(クアンナム省、ダナン、ハウザン省),「『廟堂』はいかなる宗教にも属しておらず、通常は集会場であるから、『廟堂』という文言を削除し、信仰と関連する場所である『壇』にするように」(ハウザン省、最高人民裁判所),「市民はすべて法の前に平等であるから、『各宗教は、法の前にひとしく平等である』という規定は削除する」(最高人民裁判所),「『何人も、……できない』という文言に替えて、『信仰の自由を侵すあらゆる活動は厳重に禁止される』とする」(ティエンザン省、ハノイ、ハナムニン省、タインホア、タイビン),「『公の』という文言を削除する」(ラムドン省),「『法律の定めるところにより、伝道、布教の権利を有する』と追加する」(ハノイ、司法省、ホーチミン市、キエンザン省など)という意見などが提起された。

4. 身体（人身）の不可侵について

身体（人身）の不可侵について、1990年2月草案第67条は、「市民は、身体について不可侵の権利を有する。何人も、裁判所の決定または検察庁の決定もしくは承認がない場合には、逮捕されない。逮捕され拘留された者は、法に基づいて処遇される。強制(truy buc)、体罰、人格の侵犯はすべて厳重に

禁止される」と定めた。

第2次草案第67条は、「市民は、身体の不可侵の権利を有し、生命、健康、名誉、人格は法により保護される。逮捕され拘留された者は、法に基づいて処遇される。現行犯の場合を除き、裁判所の決定または検察庁の決定もしくは承認がある場合にのみ、逮捕される。強制、体罰、人格の侵犯はすべて厳重に禁止される」と定めた。

第3次草案第68条は、「市民は、身体に関し不可侵の権利を有し、生命、健康、名誉、人格は法により保護される。何人も、人民裁判所の決定または人民検察庁の決定もしくは承認がない場合には、逮捕されない。逮捕され拘留された者は、法に基づいて処遇される。強制、体罰、名誉・人格の侵犯はすべて厳重に禁止される」と定めた。

この第3次草案に対して、「市民の身体、生命、健康、人格は不可侵である。逮捕、拘留、自由の侵害は、法に基づいて行わなければならない」(ベトナム祖国戦線),「『現行犯の場合を除き』という文言を追加すべきである」(内務省、ハノイの一市民、ハイフォン、ソンラ省など)という意見などが提起された。

第4節 「人権」に関する伝統的理解

ところで、1980年憲法に関する代表的なコメントールは、精神的自由権、身体の自由についてどのように解説していたであろうか。1985年に出版された『ベトナム社会主義共和国憲法』⁽⁹⁾により、この問題を検討する。同書の第1巻第5章は「市民の基本的権利および義務」を扱っている。その冒頭で、「わが憲法に規定された市民の基本的な権利および義務に言及する前に、われわれは、市民の観念と社会における個人の観念とを明確に区別する必要がある」⁽¹⁰⁾と述べる。そして、「ベトナム社会主義共和国憲法が対象とするのは、ベトナム市民の基本的な権利および義務を規定するにすぎない」⁽¹¹⁾とし

て「国籍」の問題にふれている。

同書は、なによりも「ベトナム市民の基本的権利・義務の社会主義的性格」⁽¹²⁾に言及し、「個人の個々の利益と社会の共通の利益とは一致する」⁽¹³⁾ことを強調する。そして、そのことが「権利と義務の一一致をもたらす」⁽¹⁴⁾前提となる。すなわち、「権利と義務は、人民の集団主人権の2つの面である」⁽¹⁵⁾。

このような理解に基づいて、「人間諸個人の諸権利は、経済的文化的社会的諸条件の発展に関連している」⁽¹⁶⁾として、「ブルジョア階級が、『永遠の』、『天賦の』、『永久の』人権 (nhan quyen) についてさまざまに語っている」⁽¹⁷⁾ことを批判している。

しかし、同書は「人権」(quyen con nguoi)について述べ、「人権問題に関する階級的観点」を次のように説明している。「人権問題について、プロレタリア階級とブルジョア階級は、相互に全く異なる観念と解決を抱いている」⁽¹⁸⁾。「マルクスニレーニン主義の観点によれば、階級に分裂した社会においては、人一般は存在しえず、いずれかの階級に属している。したがってまた、人権一般なるものは存在しえない。換言すれば、人権は、常に明確な階級性を帯びている」⁽¹⁹⁾。

第5節 表現の自由と「体制制約原理」

精神的自由権に関する規定のなかで、先に検討したように、表現の自由に関する条文は、諸草案から1992年憲法に至る過程で大きな変更をともなった。

1980年憲法第67条は、「市民は、社会主義と人民の利益に合致して、言論、マス・メディア、集会、結社、示威の自由の権利をもつ。国家は、市民がこれらの権利を行使するために必要な物質的条件をつくる。何人も、国家と人民の利益を侵犯するために民主的な自由権を利用することはできない」と定めている。

この条文において注目しておくべき箇所は、「社会主義と人民の利益」、「物

質的条件」、「何人も、国家と人民の利益を侵犯するために民主的な自由権を利用することはできない」という点である。すなわち、この第67条は、1936年ソ連憲法第125条(「勤労者の利益に適合し、かつ社会主義制度を堅固にする目的で、ソ同盟の市民に、法律により次の事がらが保障される。(イ)言論の自由、(ロ)出版の自由、(ハ)集会および大衆集会の自由、(ニ)街頭行進および示威運動の自由。市民のこれらの権利は、勤労者およびその団体に対して、印刷、用紙、公共建造物、街路、通信手段およびその他これらの権利を行使するために必要な物質的条件を提供することによって保障される」⁽²⁰⁾)とほぼ同様に、表現の自由を規定するうえで「体制制約原理」を明確に定めている。これに対し1992年憲法第69条は、先に紹介したように、「体制制約原理」を全く削除し、「物質的条件」という規定をも削除して、言論、結社などの権利を承認した。しかし、1990年2月草案から第3次草案へと至る諸草案とは異なり、1992年憲法は、「法律の定めるところにより」という「法律の留保」規定が従来の「体制制約原理」に代わって挿入された。

少なくとも憲法上の規定からみるかぎり、1992年憲法は、表現の自由に関してはそれまでの諸草案から後退を示している。

そして、「法律の留保」論とのかかわりでは、表現の自由にとって最も重要な位置を占める「マス・メディア法」は、先の意見にもあったように、「私人」がマス・メディアの主体になることを否定し、マス・メディアに対する国家統制を容易にする構造をもち、人権論の観点から多くの批判が寄せられてきた⁽²¹⁾。

1989年12月の国会において、多くの反対意見がありながら可決された「マス・メディア法」は、「事前検閲の禁止」(第2条)にもかかわらず、活動許可証の発給権限を国家が独占し(第17条)、報道禁止事項として、「ベトナム社会主義共和国に敵対し、全人民の団結を破壊するために人民を扇動すること、「暴力の扇動、侵略戦争の宣伝、各民族、各国民間の敵意をつくりだすこと、猥褻、退廃、罪悪を扇動すること」をはじめとして、「国家秘密、すなわち、軍事、安寧、経済、对外に関する秘密、および、法律に定めるその他の

秘密を漏らしてはならない」（第10条）を掲げ、さらに、発行禁止、放映・放送禁止処分を予定し、この処分に対する不服申立権、裁判所で争う権利が認められなかつたことは、「事後検閲」の存在を事実上予定し容認しているものと理解される。また、1957年の「マス・メディア制度に関する法律」（Luat ve che do bao chi）がマス・メディアの主体を「政権機関、政治党派、人民団体、または、私人」（第2条）と定め、少なくとも条文上は「私人」もマス・メディアの主体として認めざるをえなかつたのに対し、1989年法はマス・メディアの主体を「党、国家機関、社会組織の各機関の言論機関」（第1条）に限定し、「私人」を排除し、さらに、マス・メディアの自由権、言論の自由権を規定するものの、マス・メディアおよびそれに携わる者は「法律の範囲内で活動すること、それらの権利を「国家、集団、市民の利益を侵犯するために用いることはできない」（第2条）という規定を設けた。

すなわち、1992年憲法第69条と1989年マス・メディア法との関係から、ベトナムにおける表現の自由を考察するとき、両者とともに、「法律の定めるところに従い」、および、「法律の範囲内」という文言（「法律の留保」）をもち、憲法上からは削除された「国家と市民の利益を侵犯するために民主的な自由権を利用することはできない」という文言が法律のなかには「国家、集団、市民の利益を侵犯するために用いることはできない」というかたちで明確に規定されているということになる。

通常このような場合には、憲法と法律の関係において違憲審査が制度的には必要となってくるが、ベトナムの1992年憲法下では、「憲法、法律、命令の解釈権」（第91条）は国会常務委員会が有しており、違憲審査を行う独自の機関は設置されておらず、また、裁判所にも法令審査権は全く付与されていない。

したがってベトナムにおいては、憲法・法律・命令の解釈にかかわるかぎりで、憲法と法律・命令の適合性が問題となるにすぎない。すなわち、1992年憲法下では、市民または団体、機関により違憲審査を提訴するシステムが欠落しており、また「権力分立」制度は採用されていない。

第6節 「法治国家」、「立憲主義」、「権力分立」⁽²²⁾

「法治国家」論は、1992年憲法を準備する過程において登場した。北部の社会主義化の時代以降、ベトナムにおいては「社会主義的適法性」論が支配的であった。この概念は、1956年のスターリン批判の後、旧ソ連をはじめとする社会主義諸国において登場してきた概念であり、恣意的な国家権力の濫用に対する批判のための法的枠組みという性格をもっていた。しかし、社会主義的適法性概念は、かつての「革命的適法性」概念の系譜にあり、「法を超える権力」という性格をもっていた。そしてそれは、単なる「適法性」(legality)ではなく「社会主義的」(socialist)という形容詞をともなっていることからも明らかなように、「社会主義」に大きく拘束される内容をもっていた。また、「社会主義的適法性」の内容は社会主義各国において異なり、また時代によつて異なっていた。そして、実際には、「適法性」のスローガンにもかかわらず、現実の社会主義国家体制の下では「党」が「国家」を越えた存在として機能し、とくに司法の領域では、裁判に対する党の介入が日常的に行われ、党委員会による裁判のコントロールが行われることもあった。その結果、恣意的な判断を先行させた裁判が行われ、被告人の人権保障は不十分となり、また糾問主義的な裁判とも相俟って、これらの諸国における裁判は、近代的な裁判と異なる性格をもってきた。ベトナムにおいても同様の状況であったが、しかしそれにもかかわらず、社会主義的適法性をめぐる議論のなかで指摘しておくべきことは、とくに1960年代に入ってからは圧倒的に旧ソ連法の影響下にあったため、文化大革命期の中国的な「法ニヒリズム」とは無縁であったことであり、少なくとも理念のうえでは一貫して法の重要性が語られてきた。

その後、中国では、1982年憲法の下で文化大革命の清算が進み、鄧小平体制の下で「人治から法治へ」というスローガンが採用されたが、1989年の「6月4日事件」は、依然として中国社会が「人治」の段階にあることを再確認

させるものであった。

これらの事態に対するベトナムおよび中国の対応に関する最大の問題は、人権保障を「法治国家」、「立憲主義」論にどのように関連させ、また、人権保障および憲法保障のシステムのなかで裁判所をはじめとするその他の機関にどのような権限と機能を与えるかという問題である。

ベトナムについていえば、「法治国家」という用語は、一般的には「命令によってではなく法によって統治する」という程度の意味において用いられている。しかし、「命令によってではなく法によって統治する」ということであれば、伝統的な「社会主義的適法性」の観念によつても十分対応することが可能であった。これまでのところ、ベトナムの法学文献においては、「社会主義的適法性」概念と「法治国家」概念とが共存しており、両者の本的に孕む矛盾・対立という問題にはそれほど自覺的ではない。

その理由は、いまでもなく現在のベトナムにおいては、1991年の第7回党大会にも示されたように「ベトナム社会主義」という理念が厳然と掲げられており、「社会主義」を原理として採用しているからである。矛盾・対立する考え方方が共存しているのは、この問題に限定されるわけではなく、「人民の主人権」と「人権」の併存、「人権」概念の創設と「市民の権利・義務の不可分」性に関する規定の併存など、それは、1992年憲法および憲法をとりまく議論のひとつの特徴ともなっている。

それにもかかわらず、1992年憲法の制定を前後して、伝統的な「社会主義的適法性」だけではなく「法治国家」概念が強調されることになった背景には、1989年以降にわかにベトナムにおいて積極的な意味合いをもたされてきた「人権」概念の提起とそれをめぐる議論が存在したからである。

さて、1990年当時、従来からの「市民の基本的権利」ではなく「人権」概念を新たに提起した側の説明は、次のようなものであった。

「ベトナム社会は、自然的生産という性格がいまだに支配的な社会である。したがって、ベトナム社会に伝統的な思考様式である家族主義的な考え方に基づく、『人治』の思想が今日でも顕著であり、法律をあくまでも『支配のた

めの手段』とみる考え方が人々のなかでは圧倒的に根強い。たとえば『人権』という問題を考えてみても、これまでには国家が人々に人権を与えてやっているという態度であったし、今でも、ある学校では校長が法律に基づいて事を決めるのではなく、あくまでも命令によって決めてしまうのが現状である。しかし、人権や民主主義の問題を考える場合には、もちろん『社会のなかでの人間』という観点から出発しなければならないことは当然であるが、人権を『自然権』的な性格をもつものとして考えることが大切である。人々のさまざまな自由権、政治的権利に対する制限は今日のベトナムでは存在するが、しかしその制限は、命令によるのではなく、法律に基づいてのみ行われることができる。そして、自然権の第1は生存権であり、次に民主的権利があげられる。われわれは、経済の刷新が実現すれば、民主主義の刷新も実現されると考えている」⁽²³⁾。

この見解において注目される点は、人権を説明する際に、「自然権」という用語を使っていることである。しかし、「自然権の第1は生存権」、「経済の刷新が実現すれば、民主主義の刷新も実現される」という説明の仕方は、1991年の中国の「人権白書」と同様である。そして、まさにこの「経済の刷新」と「民主主義の刷新」の関係にこそ問題の所在があった。

その後、1992年憲法の制定を前後する時期に、「法治国家」、「立憲主義」などに関するいくつかの書物が公刊された。

まず、ベトナム共産党書記長ド・ムオイ (Do Muoi) が1991年11月の党中央委員会と92年4月の国会で行った演説をまとめた書物が、92年4月の憲法改正の直後に刊行された。『憲法を改正し、ベトナムの法治国家(nha nuoc phap quyen Viet Nam) を建設し、刷新事業を前進させよう』と題する演説集⁽²⁴⁾のなかで、ド・ムオイは「法治国家の建設」の重要性にふれ、「立法、行政、司法の3つの面での法治」⁽²⁵⁾を呼びかけ、そして、「法治国家、すなわち、人民の人民による人民のための国家」⁽²⁶⁾の建設を強調した。

そして、このド・ムオイの演説に呼応するかのように、1992年になって國家と法研究所は、「法治国家」に関連する重要な著作を相次いで出版した。ひ

とつは、ダオ・チ・ウック (Dao Tri Uc) を編者としディン・ゴック・ブオン (Dinh Ngoc Vuong), ブイ・スアン・ドゥック (Bui Xuan Duc), ファム・フー・ギ (Pham Huu Nghi), グエン・ダン・ズン (Nguyen Dang Dung) による『世界における各国憲法の諸問題』⁽²⁷⁾であり、いまひとつは、国家と法研究所編(ダオ・チ・ウック, ディン・ゴック・ブオン, グエン・チュン・ヒエン〈Nguyen Trung Hien〉, ドアン・クアン・ティエン 〈Doan Quang Tien〉, グエン・ディエウ・コ 〈Nguyen Dieu Co〉 が執筆)『法治国家に関する概説』⁽²⁸⁾である。

『世界における各国憲法の諸問題』は、「世界における各国の憲法の若干の概説」、「社会主義的法治国家の憲法的基礎」、「発達した資本主義国家の憲法」、「発展途上諸国における憲法建設の理論的実際的基礎」、「若干の諸国における憲法の建設、採択、改正のありかた」という内容からなる。同書の最大の特徴は、冒頭のダオ・チ・ウック論文が述べているように、「憲法に関する思想、すなわち、立憲思想(tu tuong lap hien)」⁽²⁹⁾に触れ、「立憲主義」(chu nghia lap hien)⁽³⁰⁾という考え方を初めて提起したところにある。同書によれば、「立憲主義は、政治的社会的諸関係における法の支配 (thong tri cua phap luat) に関する思想とならんで、F・エンゲルスにより『法学的世界観』を表すものとよばれた」⁽³¹⁾が、「立憲主義の第1の内容は、主要には、憲法が存在していること、国の政治生活に対し憲法を積極的に反映させること、現行法システムのすべてに対する憲法の中心的決定的地位、に関するものであり」⁽³²⁾、「立憲主義の内容は、また、政治的諸関係に対し、国家組織および政治制度に対し憲法による統制を行うこと、人間の諸権利および諸自由を憲法で承認すること、市民と国家の相互のあらゆる関係における憲法適合性の承認、を含みこんでいる」⁽³³⁾。

このように、従来のベトナムの法学文献においては、少なくとも積極的には評価されることのなかった「立憲主義」概念への思考が登場してきたところに、近年のベトナム法をめぐる議論の新しさが存在する。

そして、同書のファム・フー・ギ論文においては、「社会生活における憲法の最高性の承認と尊重が、社会主義的法治国家 (nha nuoc phap quyen xa hoi

chu nghia) の最も基本的な特徴を示すもののひとつである」⁽³⁴⁾と主張する。さらに、同論文は、「社会主義的法治国家とは、憲法国家 (nha nuoc hien phap) のことであり」⁽³⁵⁾、「憲法国家とは、まさに、憲法に基づいて直接に自らの権力を組織し執行する国家のことである」⁽³⁶⁾とも述べる。

ところで、この論文においては、「社会主義的法治国家」というように、「社会主義的」という形容詞がつけられているが、この用語を用いたことについての説明はない。ただ、この論文における「社会主義的法治国家においては、人民が権力の主体 (chu the) である」⁽³⁷⁾という指摘からすれば、「ブルジョア的法治国家」においては、「人民が権力の主体ではない」という理解に基づく伝統的な社会主義国家論が背景にあるように思われる。

さて、法治国家に関するもう1冊の書物『法治国家に関する概説』をみておくこととする。同書の構成は、「序文」、「法治国家—歴史と現在」、「市民社会と法治国家」、「法治国家における分権」、「法治国家における人権」(quyen con nguoi), 「現代ドイツ連邦共和国における法治国家思想」, 「フランスにおける法治国家思想」, 「アメリカ合衆国の現代思想史における法治国家」, 「資本主義諸国および発展途上諸国における各党の活動を規制する法」である。

「序文」に示されているように、同書においては、「法の優位」, 「法の最高性」⁽³⁸⁾が、現代ベトナムにおいて「法治国家」を論ずる際のモチーフとなっている。同書の構成からも理解できるように、後半部分では、ドイツ、フランス、アメリカなどにおける「法治国家」をめぐる議論の紹介をしているが、前半部分における叙述からは、「市民社会」, 「分権」, 「人権」という問題関心から「法治国家」問題に接近していくこうとする国家と法研究所の基本的立場が、ここからみてとることができる。

同書によれば、「法治国家の建設」は「法の最高性と適法性 (phap che) の原則」を意味し、「法治国家」は「人権, 立憲制度, 民主主義」とならんで高い価値をもつもののひとつである。

そして、「法治国家は、市民社会 (xa hoi cong dan) の基礎のうえに建設され、また同時に、市民社会は、法治国家の基礎のうえにふさわしく完成され

発展する」⁽³⁹⁾と述べ、さらに、「人間の自然権」(cac quyen tu nhien cua con nguoi)⁽⁴⁰⁾観念についても言及し、その観念を必ずしも否定的には評価していない。「自然権」観念の再評価は、先にみたように、すでに1990年の段階で、国家と法研究所の主要なメンバーにより主張されていた。

「権力分立」観念について、同書は、「国家権力の現実的統一性」を唱えるマルクス主義学説からすれば、「権力分立」学説は、それに反するものであるとしながらも⁽⁴¹⁾、他方、「権力分立」について、ベトナム国内においてそれを「適用すべきか、あるいは適用すべきではないかをめぐり意見が存在する」が、どちらの見解を採用するかについては、「民族的特質、各国における民族的伝統など多くの要素にかかっている」⁽⁴²⁾と述べ、それを一律に否定する態度を退けている。

おわりに——ベトナムにおける憲法原理の転換——

ベトナムにおける「法治国家」論の登場については、「人権」概念の再評価ともかかわって、旧社会主義国が歩んできたのと同様の理論動向として位置づけることが可能である。

これまで考察してきたように、現在のベトナム法理論においては、依然として従来からの社会主義的適法性概念を存置させているが、他方、少なくとも1992年憲法からは、1980年憲法に存在していた「プロレタリア独裁」概念を削除し、また、1980年憲法の中核概念であった「勤労人民の集団主人権」概念を放棄し、単に「人民の主人権」を規定するにとどまり、これらの変化と表裏の関係において「人権」概念を1992年憲法に登場させたことは、ベトナム法理論の領域における顕著な転換として位置づけることができる。1989年に始まる「人権」論の登場と「人権」概念の憲法上への定着化と、「法治国家」論、「立憲主義」論の提起は、ドイモイ下のベトナムにおける軌を一にした動向として考察することにより、初めて理解することが可能となる。

したがって、これらの動向の一定の到達点である1992年憲法の分析が、ベトナムにおける「法治国家」論の内容と方向を見定めるうえで必要となる。1992年憲法は、一般的には従来のベトナム的社会主义像を集大成した1980年憲法からの離反を示すものである。しかし、それと同時に1992年憲法理解にとって不可欠の視点は、1989年以降ベトナム国内において顕著になってきた保守派、改革派、急進改革派の対抗関係のなかでかたちづくられてきた政治状況の下で1992年憲法が制定されたという問題である。事実、1980年憲法の改正過程の分析と改正諸草案の比較検討は、1992年憲法が結局のところ、主として保守派と改革派の両者の妥協の産物として制定されたことを明らかにしてくれる。すなわち、全体としては、ドイモイ路線が今日のベトナムの基本的方向であるがために、改革派の影響力が憲法の各領域に反映しているものの、伝統的なベトナム社会主义像への親近性をもつ保守派からの影響も「市民の基本的権利・義務」の章における権利カタログのありかたをはじめとして、憲法上の随所に表れている。したがって、両者の妥協の産物という視点から1992年憲法を理解する必要がある。

ベトナムにおける「人権」、「法治国家」、「立憲主義」をめぐる議論において問われていることは、究極的には「経済発展と民主主義」という問題である。1992年憲法の構造をみるかぎり、ベトナムにおいては、この問題に対し公式的には経済発展が政治的民主主義の発展の基礎であるとする見解を採用しつつも、しかし、「人権」概念の登場に象徴されるように、「市場経済」に適合的な方向への政治構造の転換である。そして、このことは当然のことながら、「人権」規定が人々の権利保障要求の根拠として用いられることをも意味する。したがって、ベトナムにおける「法治国家」論の出現は、もはや「人治から法治へ」というレベルの「法治」概念にとどまることは不可能であり、司法裁判所による違憲審査制度の確立または憲法裁判所の設立を含む「権力分立」原理に基づく自由主義的契機の導入を展望する方向へと向かわざるをえないであろうし、また、行政機関と市民との間に紛争が生じた場合の「行政裁判所」の設立に向けての理論的検討が、フランスをはじめとする諸国

動向を検討するというかたちで、すでに開始されてきている⁽⁴³⁾。

「法治国家」論、「立憲主義」論が人権保障を不可欠の内容としてもたざるをえないとするかぎり、第1に、1992年憲法自体の人権カタログおよび人権保障の構造の問題、第2に、憲法で「人民の最高代表機関」(第83条)と位置づけられた国会と新たに導入された大統領制との関係、第3に、1980年憲法における「唯一の」という文言はなくなったものの、「指導」性を明記された「党」を憲法がどのようにコントロールしていくかという問題が、今後のベトナム憲法をめぐる議論の焦点となっていくであろう⁽⁴⁴⁾。

1946年憲法は、フランスの再侵略の時期にあり、当時のフランスとベトナムの力関係を反映してホーチミンの側にとって妥協的な内容をもっており、1959年憲法は、北部の社会主義化の開始と南北統一という戦略的な課題を明確にする内容をもっていた。そして、1980年憲法は南北統一の下での急速な社会主義化の路線を定めたが、ドイモイ路線は1980年憲法の全面的な改正を求めた。しかし現在のベトナムは、過去のベトナム社会主義像と将来のベトナム像との間で大きく揺らいでいるように思われる。たしかに1992年憲法は、1959年憲法および1980年憲法という2つの社会主義憲法像の系譜にあるが、しかし、その制定過程を前後して現れてきた「人権」、「法治国家」、「立憲主義」、さらに「権力分立」への志向は、もはや過去のベトナム社会主義像の復活を望むことができない地点にベトナムが到達していることを示している。

その意味で、市場経済の採用の過程でかたちづくられた民法典諸草案と、まもなく制定されるであろう民法典との比較研究⁽⁴⁵⁾が、憲法を含むベトナム法全体の将来を予測するうえでいっそう重要な課題となるであろう。

[注] —————

- (1) Amnesty International, *Viet Nam: "Renovation" (Doi Moi), the Law and Human Rights in the 1980s*, London, 1990.
- (2) Association française des constitutionnalistes, *La continuité constitutionnelle en France de 1789 à 1989*, Aix-en-Provence: Presses Universitaires d'Aix-Marseille, 1990.

- (3) 『北京週報』第29巻第44号（日本語版），1991年11月5日，を参照のこと。なお，現代中国法研究の総括については，鈴木賢「中国法研究をめぐって」（社会主義法研究会編『社会主義法研究年報』第11号，法律文化社，1992年），を参照のこと。
- (4) 「人権の普遍性」にかかわって，樋口陽一「『準拠国』の崩壊と立憲主義—『近代=人権』の困難性と可能性—」（『思想』第830号，1993年8月），を参照のこと。
- (5) 第3次憲法草案については，Uy ban Sua doi hien phap [憲法改正委員会]，*Du thao sua doi hien phap 1980 (Du thao III)* [1980年憲法改正草案（第3次草案）]，というパンフレット，また，1992年憲法全文は，*Hien Phap nuoc cong hoa xa hoi chu nghia Viet Nam nam 1992* [1992年ベトナム社会主義共和国憲法]，Hanoi: Nha xuat ban Phap ly-Nha xuat ban Su that, 1992，および，*Nhan Dan*, 20 April 1992, に依拠した。1990年2月草案，第2次草案，そして，人民討議のなかで提出された諸意見は，筆者によるベトナムでの聞き取りの際のメモに負っている。
- (6) この点につき，稻子恒夫・鮎京正訓『ベトナム法の研究』日本評論社，1989年，を参照のこと。
- (7) G.H. Franz and K.S. Kerpen, "Socialist Republic of Viet-Nam," A.P. Blaustein and G.H. Franz eds., *Constitutions of the Countries of the World*, New York: Oceana Publications, 1979.
- (8) ベトナムにおける宗教の問題につき，高津茂「祈りと祭り」（桜井由躬雄編『もっと知りたいベトナム』弘文堂，1989年），を参照のこと。
- (9) Uy ban Khoa hoc xa hoi Viet Nam Vien Luat hoc [ベトナム社会科学学院法学研究所]，*Hien Phap nuoc cong hoa xa hoi chu nghia Viet Nam (binh luan)* [ベトナム社会主義共和国憲法(注解)]，Hanoi: Tap I, Nha xuat ban Khoa hoc xa hoi [社会科学出版所]，1985.
- (10) *ibid.*, p. 199.
- (11) *ibid.*, p. 200.
- (12) *ibid.*, p. 204.
- (13) *ibid.*
- (14) *ibid.*
- (15) *ibid.*
- (16) *ibid.*, p. 213.
- (17) *ibid.*
- (18) *ibid.*, p. 243.
- (19) *ibid.*
- (20) 『人権宣言集』岩波文庫，1957年，294～295ページ。

- (21) この点につき、鮎京正訓『ベトナム憲法史』日本評論社、1993年、241ページ以下、を参照のこと。
- (22) この点に関する詳論として、一部重複するが、鮎京正訓「ベトナムにおける『法治国家』概念について」(『名古屋大学法政論集』第149号、1993年9月)、を参照のこと。
- (23) 鮎京正訓「社会主義国と法の新動向—ベトナム—」(『法律時報』第62巻第11号、1990年10月) 53ページ、を参照のこと。
- (24) Do Muoi, *Sua doi hien phap xay dung nha nuoc phap quyen Viet Nam day manh su nghiep doi moi* [憲法を改正し、ベトナムの法治国家を建設し、刷新事業を前進させよう]、Hanoi: Nha xuat ban Su that [真理出版社]、1992.
- (25) *ibid.*, p. 13.
- (26) *ibid.*, p. 32.
- (27) Dao Tri Uc(chu bien), *Nhung van de co ban cua hien phap cac nuoc tren the gioi* [世界における各国憲法の諸問題]、Hanoi: Nha xuat ban Su that, 1992.
- (28) Vien Nha nuoc va phap luat [国家と法研究所], *Tim hieu ve nha nuoc phap quyen* [法治国家に関する概説]、Hanoi: Nha xuat ban Phap ly [法理出版社]、1992.
- (29) Dao Tri Uc(chu bien), *Nhung van de……*, p. 5.
- (30) *idid.*
- (31) *ibid.*, pp. 5-6.
- (32) *ibid.*, p. 6.
- (33) *ibid.*
- (34) *ibid.*, p. 15.
- (35) *ibid.*, p. 16.
- (36) *ibid.*
- (37) *ibid.*
- (38) Vien Nha nuoc va phap luat, *Tim hieu……*, p. 3.
- (39) *ibid.*, p. 27.
- (40) *ibid.*, p. 29.
- (41) *ibid.*, p. 46.
- (42) *ibid.*, p. 47.
- (43) Bui Xuan Duc, "Tu phap hanh chinh va van de to chuc tu phap hanh chinh o nuoc ta hien nay" [現在のわが国における行政裁判および行政裁判組織の問題]、*Nha Nuoc va Phap Luat* [国家と法]、No. 1, 1993.
- (44) これらの問題につき、五島文雄「ドイモイ下における国家機構の再編—92年

憲法体制の形成過程を中心に一」(三尾忠志編『ポスト冷戦のインドシナ』日本国際問題研究所, 1993年), および, 白石昌也『ベトナム』東京大学出版会, 1992年, を参照のこと。

- (45) *He thong hoa cac van phap luat ve dan su va to tung dan su* [民法および民事訴訟法の体系化], Ho chi minh: Nha xuat ban Phap ly, 1992,などを参照のこと。